

06 職員の研修の状況

①本市主催の研修(令和4年度)

研修名	受講者数
職員接遇向上研修	11人
人事評価制度研修(一次評価者向け)	9人
人事評価制度研修(被評価者向け)	11人
ナッジ研修	34人
政策形成能力向上研修	46人
熱中症予防アドバイザー養成講座	16人
公文書基礎研修	22人
STEAM研修(SDGs研修)	18人
コンプライアンス研修(管理職)	67人
コンプライアンス研修(一般職員)	60人
ハラスメント研修	68人

②徳島県自治研修センター等主催の研修(令和4年度)

研修名	受講者数
課長級研修	4人
課長補佐級研修	3人
係長級研修	5人
新規採用職員研修(前期・後期)	9人
市町村職員研修I・II	26人
メンター(新人職員指導者)養成講座、発達が気になる子と保護者支援研修、課題解決力養成講座、特定個人情報保護研修、住家被害認定調査員研修、法制執務講座、快適な職場づくり研修、市町村税務職員研修、市町村税務職員研修(木造家屋評価)、自然災害のリスクマネジメント講座、情報技術支援講座、災害時受援対応研修	40人

③派遣研修その他

研修先	派遣者数
市町村職員中央研修所での研修他	5人

07 職員の退職管理状況

地方公務員法の改正に伴い、退職管理の適正を確保することが義務付けられています。

○規則で指定する管理職であった職員が退職後、営利企業等に再就職した場合には、離職後2年間、再就職情報を任命権者に届ける義務があります。令和4年度 届出数 1件

○営利企業等に再就職した元職員が、離職後2年間は、離職する5年前の職務に関して、現職員へ働きかけをすることを禁止します。

08 職員の福祉および利益の保護の状況(令和4年度)

①制度ごとの加入団体の状況

区分	加入団体
福利厚生制度	・徳島市市町村職員互助会 ・徳島県教職員互助会
共済制度	・徳島市市町村職員共済組合 ・公立学校共済組合徳島支部
公務災害補償制度	・地方公務員災害補償基金徳島支部

②健康診断の状況

区分	受診者数
定期健康診断	287人
人間ドック	294人

③措置要求・審査請求の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する審査請求の状況	0件

エ)住居手当(令和4年4月1日現在)

区分	支給月額
借家借間	家賃の額に応じて支給 (最高支給限度額 28,000円)

オ)通勤手当(令和4年4月1日現在)

区分	支給月額
自動車等の使用者	片道の使用距離が2km以上60km未満の職員に2,000円～29,800円を支給 片道の使用距離が60km以上の職員に31,600円を支給

⑥特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当
給料	市長 807,500円(850,000円) 副市長 646,000円(680,000円) 教育長 581,400円(612,000円)	(R3年度支給割合) 3.35月分
報酬	議長 395,000円 副議長 345,000円 議員 315,000円	(R3年度支給割合) 3.35月分

(注) ()内は、減額措置を行う前の金額です。

04 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間の状況(標準的なもの)(令和4年度)

1週間の勤務時間	38時間 45分
1日の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分
休憩時間	正午～午後1時

②休暇等の取得状況(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

年次有給休暇平均取得状況	10.5日
介護休暇取得者数	0人
育児休業取得者数(令和4年中に新たに取得した者)	15人

③主な特別休暇(令和4年4月1日現在)

種類	付与日数
骨髄液提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5日以内
結婚休暇	7日以内
育児時間	1日2回、1回につき1時間
出産補助休暇	分べんの日の後、2週間目まで3日以内
子の看護休暇	1年に5日以内 (2人以上の場合10日以内)
父母、配偶者又は子の祭日	2日以内

05 職員の分限処分および懲戒処分の状況(令和4年度)

①分限処分の状況

処分の内容	処分した職員数	処分の事由
免職	0人	
休職	4人	心身の故障
降任	0人	
降給	0人	

②懲戒処分の状況

処分の内容	処分した職員数	処分の事由
免職	1人	着服
停職	0人	
減給	3人	通常業務不適正、監督責任
戒告	2人	通常業務不適正、監督責任

02 職員の人事評価の状況(令和5年4月1日現在)

人事評価は、その職務を遂行するに当たり発揮した能力と挙げた業績を、評価基準・設定された目標に照らし、「能力評価」と「業績評価」の両面から評価します。評価結果は、人事管理の基礎として、適材適所の人材配置や人材育成さらには組織パフォーマンスの向上等に活用します。

○評価期間：毎年4月1日～翌年3月31日(能力評価・業績評価とも)

03 職員の給与の状況

①人件費の状況(令和3年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(R4.1.1)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A	(参考)令和2年度の人件費比率
年度3	人 27,771	千円 21,092,227	千円 495,815	千円 3,807,896	% 18.1	% 16.5

②職員給与費の状況(令和3年度普通会計決算)

区分	職員数A	給料	職員手当	期末・勤労手当	計B	1人当たりの給与費B/A
年度3	人 367	千円 1,379,594	千円 236,472	千円 557,502	千円 2,173,568	千円 5,923

(注) 職員手当の額には、退職手当を含みません。

<参考>フルタイム会計年度任用職員の給与費は252,221千円で、1人当たり2,547千円

③職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.8歳	319,400円	387,100円
技能労務職	48.3歳	336,200円	346,360円
教育職	40.1歳	303,200円	338,348円
消防職	36.0歳	283,900円	353,358円

④職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分	美馬市	国
一般行政職	大学卒 182,200円 高校卒 150,600円	182,200円 150,600円

⑤職員の手当の状況

区分	美馬市	国
期末・勤労手当(令和3年度支給割合)	2.55月分	2.55月分
勤労手当	1.9月分	1.9月分
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	

イ)退職手当(令和4年4月1日現在)

区分	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
加算措置	定年前早期退職特例加算(2%～45%)	
平均支給額	1,864万円	

(注) 退職手当の平均支給額は、会計年度任用職員を除く。

<参考>前年度のフルタイム会計年度任用職員の平均支給額は、203千円

ウ)扶養手当(令和4年4月1日現在)

扶養親族	配偶者あり	配偶者なし
配偶者	6,500円	-
子1人目	10,000円	10,000円
その他扶養親族	6,500円	6,500円
16～22歳の子の加算	5,000円	5,000円

「美馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和4年度における本市の人事行政の運営等の状況を公表します。

01 職員の任免および職員数に関する状況

①職員採用の状況(令和4年度)

区分	受験者数	採用者数
行政事務I	53人	10人
行政事務(社会人経験)	12人	2人
行政事務(企画)	8人	0人
行政事務(防災)	1人	0人
行政事務(福祉)	1人	0人
行政事務(法務)	1人	1人
土木	1人	0人
保育士・幼稚園教諭	4人	1人
計	81人	14人

(注) 採用者数は、令和5年4月1日採用者です。

②退職者の状況(令和3年度)

定年退職	早期退職	その他	計
9人	4人	4人	17人

③部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	令和3年	令和4年			
一般行政	議会	4人	4人	0人	新課増設による増
	総務	73人	76人	3人	
	税務	12人	11人	0人	
	民生	97人	97人	0人	業務再配分による人員減
	衛生	18人	16人	△2人	
	労働	0人	0人	0人	業務再配分による人員減
	農林水産	20人	19人	△1人	
	商工	10人	11人	1人	
	土木	17人	15人	△2人	業務再配分による人員減
	小計	251人	249人	△2人	
特別行政	教育	54人	53人	△1人	欠員不補充
	消防	62人	63人	1人	退職補充
	小計	116人	116人	0人	
公営企業等	水道	11人	11人	0人	事務の統廃合縮小
	下水道	4人	4人	0人	
	その他	17人	17人	0人	
	病院	5人	4人	△1人	
	小計	37人	36人	△1人	
合計	404人	401人	△3人		

<参考>フルタイム会計年度任用職員の職員数(令和4年4月1日現在)は、82人

④年齢別職員数の状況(令和4年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳
職員数	0人	18人	29人	46人	66人	40人	28人
区分	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計	
職員数	48人	42人	48人	34人	2人	401人	



火の用心！ 日常からしっかりと備えましょう

住宅火災からいのちを守る 10 のポイント

美馬市管内では今年、昨年を上回るペースで建物火災が発生しています。住宅火災の発生や逃げ遅れを防ぎ、いのちを守るために、日頃から取り組むべき「住宅防火いのちを守る 10 のポイント」を紹介します。

4つの習慣

火災の発生を防ぐために、次の4つの習慣を守りましょう。



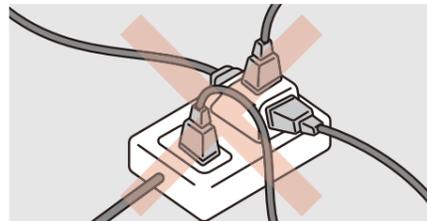
寝たばこは絶対にしない、させない。



ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。



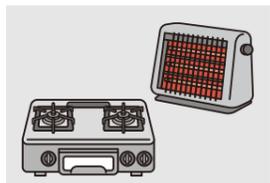
こんろを使うときは火のそばを離れない。



コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

万一火災が発生しても、被害を抑え人命を守るために、日ごろから次の6つの対策をとりましょう。



火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。



火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。



火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。



火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。



お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。



防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

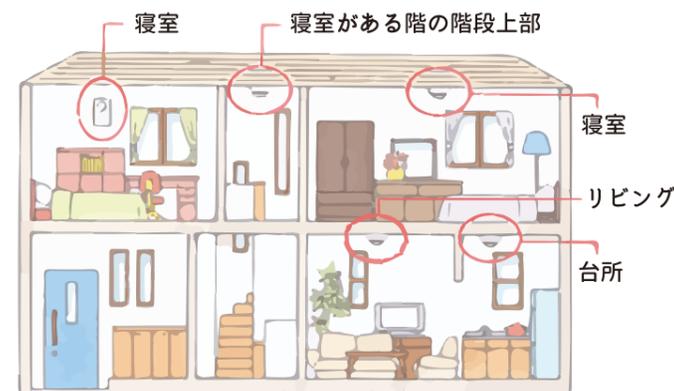
「逃げ遅れ」を防ぐために

住宅などの財産だけでなく命を奪う恐ろしい火災。住宅火災によって毎年約 900 人の方が亡くなっています。その半数が「逃げ遅れ」によるものです。また、亡くなった方の約 7 割を 65 歳以上の高齢者が占めています。

住宅用火災警報器を適切な場所に設置しよう

火災で亡くなる原因で最も多い「逃げ遅れ」を防ぎ、火災から命を守るために、火災の発生を感知し知らせる「住宅用火災警報器」の設置がすべての住宅に義務付けられています。

住宅用火災警報器は、熱や煙を感知して、火災の発生を警報音や音声で知らせるものです。住宅内で火災が発生したことを早期に感知して住宅内の人に知らせることで、初期消火や避難などを素早く行えるようにします。平成 30 年から令和 2 年までの 3 年間で、住宅用火災警報器の設置効果を分析した結果、死者数、焼損床面積は約半減、損害額は約 4 割減となっています。住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクを大幅に減少させることができます。



住宅用火災警報器は、「寝室」と「寝室がある階の階段上部」に設置する必要があります。次の図を参考に、適切な場所に住宅用火災警報器を設置してください。なお、美馬市では台所、リビングに設置義務はありませんが、効果的な火災予防のため設置しましょう。

住宅用火災警報器を適切な場所に設置しても、万一の時にきちんと作動しないと意味がありません。取扱説明書に従い定期的に点検（少なくとも年に 2 回）をして、正常に作動することを確認し、もし正常に作動しない場合は住宅用火災警報器を交換しましょう。



高齢者等住まいの安全確保対策支援 パッケージ事業

65 歳以上のみの世帯または障がい者のみの世帯を対象として家具固定、感震ブレーカーの設置、火災警報器の設置にかかる費用の一部を補助します。申請締切は令和 6 年 3 月 31 日（消印有効）です。

詳しくは、右の二次元コードをお手持ちのスマホ等で読み取りリンク先のページをご覧ください。

☎ 美馬市消防本部予防課 ☎ 5 2 - 3 0 6 1

